

第74回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年9月4日（火曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 9月4日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 78号議案 穴粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第 79号議案 穴粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 第 80号議案 穴粟市産業立地促進条例の一部改正について
- 日程第 6 第 81号議案 穴粟市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 第 82号議案 市有財産の処分について
- 日程第 8 第 83号議案 市有財産の処分について
- 日程第 9 第 84号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）
- 第 85号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 86号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 87号議案 平成29年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 88号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 89号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 90号議案 平成29年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 91号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第 92号議案 平成29年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 93号議案 宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 第 94号議案 平成28年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 96号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 97号議案 平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 98号議案 平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 99号議案 平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 100号議案 平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 101号議案 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 102号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 103号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 104号議案 平成28年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 105号議案 平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第11 第 106号議案 河東大橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 78号議案 穴粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第 79号議案 穴粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 第 80号議案 穴粟市産業立地促進条例の一部改正について
- 日程第 6 第 81号議案 穴粟市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 第 82号議案 市有財産の処分について
- 日程第 8 第 83号議案 市有財産の処分について
- 日程第 9 第 84号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）
- 第 85号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 86号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 87号議案 平成29年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 88号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 89号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 90号議案 平成29年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 91号議案 平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 92号議案 平成29年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 93号議案 穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 第 94号議案 平成28年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第 96号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成28年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 第 106号議案 河東大橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番	津 田 晃 伸	議 員	2 番	宮 元 裕 祐	議 員
3 番	山 下 由 美	議 員	4 番	東 豊 俊	議 員
5 番	今 井 和 夫	議 員	6 番	大 久 保 陽 一	議 員
7 番	田 中 孝 幸	議 員	8 番	浅 田 雅 昭	議 員
9 番	田 中 一 郎	議 員	1 0 番	神 吉 正 男	議 員
1 1 番	飯 田 吉 則	議 員	1 2 番	大 畑 利 明	議 員
1 3 番	林 克 治	議 員	1 4 番	榎 橋 美 恵 子	議 員

15番 西本 諭 議員

16番 実友 勉 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎悦也君	書記	小谷慎一君
書記	岸元秀高君	書記	清水圭子君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	中村司君
教育長	西岡章寿君	会計管理者	尾崎一郎君
一宮市民局長	楳谷米男君	波賀市民局長	松木慎二君
千種市民局長	幸福定利君	企画総務部長	坂根雅彦君
まちづくり推進部長	富田健次君	市民生活部長	小田保志君
健康福祉部長	世良智君	産業部長	名畑浩一君
農業委員会事務局長	宮崎一也君	建設部長	花井一郎君
教育委員会教育部長	藤原卓郎君	総合病院事務部長	志水史郎君

(午前 9 時 3 0 分 開会)

議長(実友 勉君) 皆さんおはようございます。第76回宍粟市議会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公使御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されます諸議案は、条例の一部改正や市有財産の処分、また各会計の補正予算及び平成28年度の各会計決算認定と多くの議案が上程されます。詳細につきましては、後刻市長のほうから説明がございしますが、円滑かつ適正、妥当な議決に達せられるよう切望をするところでございます。

さて、今年も9月に入り、朝夕はめっきり秋を感じるようになりましたが、残暑はまだまだ厳しい日々が続いております。8月の初めには台風5号が当地域を直撃するかの予想で、のろのろと近づいてきました。幸いにいたしまして、少し予想からは離れ、当地域では大きな被害はございませんでしたが、直撃を受けたところでは大きな被害をもたらしたところでございます。また九州北部では、ゲリラ豪雨による大変な被害が起きております。今後におきましても台風の襲来時期でもございしますし、ゲリラ豪雨はいつどこで起きるかわかりません。常に危機感を持ちながら対応できるように、お互いに心がけていきたいものでございます。

また人口減少の少子高齢化を迎え、全国の自治体が持続的な地域経済の活性化と活力ある地域づくりに知恵を出し合っている状況でございます。まさに地域間競争の様相を呈していると思われれます。こうした中、本市においては足元を見詰めるない物ねだりではなく、今ある資源に知恵と地域力を結集し、ふるさと宍粟の未来を確固たるものにし、次世代へと継承していかなければなりません。

当宍粟市においては、本年4月に念願の県立宍粟大学校が開校になり、今後宍粟の礎を担う一つの核となる施設と期待をもたらすものでございます。また、蔦沢、菅野間の基幹農道完成や、都市計画道路、庄能下町線の一部開通、一宮町の県道加美宍粟線においては、県の事業に市も一部負担をして、今年度末一期工事が完了するなど、地域間交流等の促進を図る事業も徐々にではございますが整備され、今後の地域創生事業に大きく寄与するものと思われれます。これまで我が国が経験したことがない人口減少社会の到来の中で、今私たち議会と執行機関には、未来の宍粟市のために言論の府として政策を議論し、速やかに行動に移すことが求められております。

今定例会では極めて大切な判断が求められます。議員各位並びに当局には、諸般の議事運営の御協力を切にお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

市長、挨拶をお願いします。

市長（福元晶三君） 皆さんおはようございます。

本日第76回宍粟市議会9月定例会を招集させていただきましたところ、それぞれ議員各位には御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。また日ごろの御精励に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

今年の夏につきましては、先ほど議長の御挨拶にあったとおりであります。幸いにして、宍粟市では今のところ大きな影響もなく、安堵しているところでありますが、今やいつ何が起きるかわからない状況でもありますし、今後台風シーズンを迎えるに当たって、引き続き安全・安心について万全を期さなくてはならないと思っております。

さて、先日全国中学校体育大会が開催されましたが、宍粟市からバレーボールに山崎東中学校の男女がともに出場するという快挙をなし遂げ、全国的にも非常にまれな状況であります。また全日本中学生ソフトボール大会には、一宮北中学校の女子ソフトボール部が出場し、それぞれ全国大会においてもふだんの練習の成果を十二分に発揮し、健闘されたと聞いております。私たち市民としましても、元気に活躍をされておる若い中学生の皆さんの姿を思いはせたとき、ともに今後のさらなる活躍と飛躍を期待するとともに、大いに市民としても夢と希望を与えていただいた、感動を与えていただいた、そんな思いであります。

また、今年も例年どおり市内各地で夏まつりなど、いろんな催しが開催されたところであります。私もそれぞれの地域へお伺いする中で、商工会青年部を初め、若い方々がスタッフあるいは裏方として活躍されている姿を拝見し、頼もしく思ったところであります。あわせて、多くの帰省された方々も、ふるさと宍粟を楽しんでおられましたし、その中においてもふるさとへの思いをさらに強くされたものと考えております。中でも、特に今年は山崎納涼夏まつりの30回を記念し、腕組み乾杯でギネス記録に挑戦されました。見事1,029人の市民の皆様の方が結集し、腕組みでつながり乾杯を完成され、見事達成することができ、宍粟市を、まさに日本を超え世界中に発信してくれました。こうした市民の皆様と一体となった取り組みが宍粟市をさらに盛り上げ、市民の皆様のご結束力を高めていくことになると思っております。今後、さらに積極的にまちづくりに参加していただくその仕組みをつくっていくことが、より必要であると思っております。

来る10月からタウンミーティングを開催し、市民の皆様とともに人口減少対策やその実現に向け、対話をしていきたいと考えております。今回におきましては、昨

年までの7地区での懇談会に加えて、子育て世代や若い世代の方から広く意見が出してもらえそうな取り組みを行い、対話の中で、市民の皆様がいつまでも暮らし続けたいと思ってもらえるための施策の方向性を見出していきたいと考えております。

今定例会におきましては、宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、宍粟市産業立地促進条例の一部改正、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更、平成29年度一般会計補正予算、さらに平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定等々、29件の議案の上程を予定しております。議員各位には慎重に御審議を賜り、何とぞ原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） ただいまから、第76回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づき、平成28年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告5、本日市長から議案29件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（実友 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

6番、大久保陽一議員、7番、田中孝幸議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（実友 勉君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの32日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から10月5日までの32日間に決定しました。

日程第3 第78号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第78号議案、宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第78号議案、宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されたように、情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴い、同システムにより情報の提供を受けることができる場合は、庁内の情報連携だけではなく、同システムを利用することと定められていることから、対象となる特定個人情報について整備しようとするものであります。また地方税及び地域生活支援事業に関する事務における情報連携につきましても、運用の見直しを図る中で整備しようとするものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは第78号議案、宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

今回のこの条例の一部改正によって、対象となる特定個人情報を整備するということでもあります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、2015年10月に日本に住む全ての人に12桁の番号がつけられて

おります。宍粟市民は、自身につけられた番号によって自分の情報の何を知らせて何を知らせないかということを選べません。現在、市のどのような処理及び管理に個人の番号が使われており、また今回の一部改正によって何が加わり何が外されるのか、またその理由及び市民への影響を伺います。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 御質問にお答えをしたいと思います。

まず何が今回加わって何が消されたかということでございます。今回の議案書の3枚目、新旧対照表のほうをごらんいただきたいなというふうに思います。また現行の部分で、機関の下の欄、14の右側ですが特定個人情報の3行目、下線がひいてある部分でございますが、地方税関係情報、さらには19の欄の同じく特定個人情報の欄の特別児童扶養手当関係情報、さらにその下の20のところ、障害者手帳関係情報の3項目を削るということでございます。さらに加えるものにつきましては改正案のところ、16というところでございますが、その3行目、障害者手帳関係情報を加えるという改正を今回行っておるところでございます。

この理由でございますが、まず地方税関係につきましては、法律で定められておることが大前提でございますが、税務機関の庁内連携の情報のやりとりについては、条例で規定する義務化がなくなったというところで、削除しております。さらには障害者手帳関係情報の部分、あるいは特別児童扶養手当関係情報の部分につきましても、法律で規定されている事務ということで、条例に規定する必要がなくなったということで、今回条例から削除するということになります。さらに障害者手帳の関係情報の部分でございますが、今回国のほうのQ & Aにこのことが示されまして、障害者地域支援事業の部分の規定がされておるわけですが、この中に障害者手帳の事務までの情報のやりとりまでについては、やっていいという解釈ではないということが示されましたので、今回市の条例上、障害者手帳関係情報を規定する必要が生じてきたということで、今回の改正になっております。

削るものは地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害者手帳関係情報ということで、加えるものについては障害者手帳関係情報ということになってございます。

それから市民に対しての影響でございますが、この部分につきましては、運用に関する条例改正でございます。今7月から情報連携、ネットワークシステムを活用して、その試行運用を開始しております。国の情報では10月ごろから本格運用をしようということでやっております。自治体間の情報のやりとりということに対する

規定でございますので、市民の皆さんに対する影響というものはないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは再質問させていただきたいと思うんですけれども、現在試行運用をされているということで、さまざまな地域においてマイナンバーによるトラブルというのが起こっているというようなことを新聞等で報道されることがよくあるんですけれども、今この宍粟市においては市民のトラブル等、試行運用上において起こっていないのか。またプライバシーは守られているのか、これからも守られるのかお尋ねいたします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 現状の段階で、大きなシステム上のトラブルが発生したということについては私ども情報をまだ得ておりません。しかしながら、人為的な部分での確認誤りという部分については何件か発生しておるということで、このことについては直接市民の皆さんに影響があるということではなしに、確認する場所が間違っておったというようなところの状況は何点かございました。

それから今後においてセキュリティー関係、プライバシーは守られるのかということでございますが、このことにつきましては、個人情報の関係についてはそれぞれの団体が個別に管理をしておるということで、一元的に情報を集めて管理しているということではないということでございます。よって、1カ所に入り込んで情報を抜き出していくということについては、そういうことになっていないということで、セキュリティーについては一定システム上も守る手だてをしておりますので、セキュリティーのことについてはまず現状では問題ないのかなというふうに判断しております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 現在のところ市民に影響はないが、トラブルが起こっていないことのないようなことを言われたんですが、そのところもう少し詳しく説明していただいて、その不安を取り除いていただきたいのと、それからもう一つ、これまでのマイナンバーに関するシステムの改修とか整備等で、非常に多額な費用が市の税金で使われているわけですけれども、この条例改正によって、システムの改修などの新たな費用負担が生じるというようなことは起こらないのかお尋ねします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 非常に申しわけないんですが、1点目の質問については、情報連携でネットワークシステムを使って情報を取得するという行為をやっておるんですが、自治体を単純に間違えたというところで、確認をして、新たにそのことについては修正をしておるというところでございます。

それから、これまで多額の費用をかけてきた。今後この改正によって費用が発生していないのかという御質問だったと思いますが、今回の部分については運用を行っていく上で必要な改正でございます。このことによって、新たな費用の発生は行わないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第78号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第4 第79号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第79号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現行の条例につきましては、一般廃棄物の処理を求めるものから指定ごみ袋や指定シールを購入いただくことで処理手数料を徴収しておりますが、平成30年4月より開始予定の資源物のコンテナ回収では、有価物である資源ごみの処理手数料を徴収しないこととし、市民の負担軽減を図ろうとするものであります。

改正内容としましては、資源ごみ袋及び指定シールを廃止し、それに伴う経過措置として、平成30年1月1日から3月31日の間、資源ごみ指定シール10枚を粗大ごみシール1枚として代用できるよう、また10枚に満たない場合は、その枚数をもって代用できるよう規定するものであります。内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第79号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第5 第80号議案

議長（実友 勉君） 日程第5、第80号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第80号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、課税免除等を行った場合の減収補填措置の対象となる事業が見直しされたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容としましては、減収補填措置の対象となる事業のうち、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等は販売業を追加すること。また宍粟市全域が過疎地域の対象となったことから、引用する法律の条項の改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第80号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第6 第81号議案

議長（実友 勉君） 日程第6、第81号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第81号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本市はこれまで過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定による市町村合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす市町村に該当し、波賀町区域及び千種町区域が過疎地域にみなされておりましたが、平成29年4月1日に同法の一部が改正されたことに伴い、同法第2条第2項に規定する財政力及び人口減少の要件に該当するため、宍粟市全域が過疎地域に指定されました。このことを受け、これまでの波賀町区域及び千種町区域を範囲とする計画から市全域を範囲とする計画に変更し、過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を計画的に推進するため、同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容としましては、初めに産業の振興に関しまして、地域産業の振興や雇用対策等に取り組みます。

次に、交通通信体系の整備、生活環境の整備に関しまして、少子高齢化社会に対応した道路網、消防設備等を計画的に整備して地域防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らすことができる取り組みを行います。

次に、子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保に関しまして、家庭、地域、行政などを横断的につなぐ子育て支援のネットワークの構築、地域包括ケアシステムの構築などを行い、医療と保健、介護、福祉との連携強化を図ります。

次に、教育の振興、地域文化の振興等に関しまして、学校教育関連施設や社会教育関連施設の整備を行うとともに、生涯学習の推進、伝統文化の保存・継承に取り組んでまいります。

次に、集落の整備に関しまして、地域コミュニティの活動を推進する拠点施設の整備支援を行うとともに、地域主体のまちづくりを目指すソフト事業を中心に取り組む団体へ支援を行います。また町域を一つの生活圏と捉え、生活のさまざまな機能を集約した拠点づくり等により、将来にわたって地域の利便性やにぎわいの創出を図ります。

最後に、その他必要な事項に関しまして、再生可能エネルギーの普及促進、空き家を住居等に有効活用し、定住促進を図るなど若者に住み続けたいと思われるまちを目指してまいります。

いずれにおきましても、過疎地域の発展と地域力の向上につながる事業でありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第81号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について何点が質疑をしたいというように思いますが、今従来の過疎地域波賀・千種町域から、この4月から全市適用になったということで、その中での今後の考え方、今市長から述べられましたけども、私は全市適用になったことで少し危惧する点が幾つかございますので、3点ほどにまとめて質問させていただきたいというように思っています。それと、総務経済常任委員会のほうから市長に意見書を出させていただいておまして、過日8月9日に市長からも回答を寄せられておりますが、それを前提に何点が確認も含めてさせていただきたいと思います。

まず1点目は、過疎の自立促進計画の基本的な考え方のところの捉え方なんですけども、これは申すまでもなく人口減少とかいろんな問題が伴って、地域社会における活力が非常に低下することによって、生産機能とか生活環境の整備がほかの地域に比べて低位にある地域、そこを特別な措置を講ずることで自立の促進につなげようというのが本来の目的でございますが、こういうふうに全市適用になってもその考えに変わりはないかどうかということとまず1点、市の認識について変わりはないものかどうかということをお伺いしたいと思います。

なぜそれを聞くかと申しますと、宍粟市全体が過疎地域になったとはいえ、市内には依然として私は地域格差が存在しているというふうに認識しているわけでございます。宍粟市全体が他の地域と申しますと、ほかの自治体との比較になりますけども、宍粟市内部を細かく見ますと、地域内での格差があるのも否めないというふうに思います。その中で宍粟市地域内での低位にある地域への総合的あるいは計画的な対策というものをどのように考えておられるのか、それを二つ目にお伺いしたいと思います。

三つ目でございますが、市長回答の中に書かれてる基本的な考え方について少し心配するところがございます。それはこのたびの変更計画についても市全体への波及効果や必要性などを考慮し、優先度の高いものから計画的に事業を展開するというように回答では述べられております。これを基本的な考え方にされまると、従来低位にある地域というのは、なかなかその事業は市全体への波及効果をもたらさないものが多いというふうに思いますし、必要性というふうに、いわゆる効率性とか

いろんなことの物差しではかりますと、非効率な部分が低位な地域に私は存在するというふうに考えているわけです。ですから、このような基本的な考え方を持たれると、そういう市内にある格差地域はますます格差が拡大している状態におかれるのではないかなというような危惧をしておりますので、そのあたりの考え方について少し質問してお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、3点です。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） まず3点ほどあったと思うんですが、一つ目に特別措置法の目的、今回の改正部分でも全く変わらないのかというような御質問だったというふうに思います。

おっしゃるとおり、目的というのは御紹介いただいたような目的をもって、宍粟市も取り組んでいくということについては何ら変わるものではございませんので、おっしゃっていただいたとおり目的については、その目的をもって今後も進めていきたいというふうに考えております。

それから2点目の市内でも地域間格差があるのではないかとということ、さらには私どもが総務経済常任委員長宛てに回答させていただいた多分波及効果というところだったと思うんですが、私も読み返してみますと、波及効果という部分については少し言葉足らずな部分があったのかなと考えております。特に全市適用になったことにおいて、市全体として全国的にはそういう地域になってきたという認識はそうだろうというふうに思いますが、おっしゃるように地域の中でどういう状態なのかということも、つぶさにこれから精査をする必要があるだろうというふうに思っておりますので、全体的に満遍なく過疎債とか過疎地域の対策を行っていくということも当然必要ですが、そのあたりの事情をしっかりと見きわめていくということが、これからは大切になってくるだろうというふうに思っておりますので、その点を十分に精査しながら、今後は具体的な事業実施、それに向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

なお波及効果の部分につきましては、この計画書の2ページの下から5行目あたりに波及効果という文言で記載しております。当然観光資源、いろんな森林の資源等々を考えていく中で政策を実施する。そのことが全体的な波及効果にもつながるというような意味合いで使ってきておるところであります。委員長宛ての文章の中には単独で波及効果というようなことで捉われる可能性がございます。そういう意味合いで使ってるということに御理解をいただければなというふうに思っており

ます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） その認識で今後も当たっていただくということでもよろしくお願いたいわけですが、宍粟市内の中でも格差のある地域についてしっかりと調査をしてというふうにおっしゃいましたが、それについてもう少し具体的に、どのように特別措置が必要な地域などを選び出していくのかということをし少し補足をいただきたいと思いますというふうに思います。

それともう1点、例えば私、この計画の中にあります地域での医療でありますとか介護、そういうもので非常に地域に隔たりがあるのではないかなというふうになんか今考えているわけです。地域医療介護、地域包括ケアシステムというふうになんかこれからそういうそれぞれの人が住みなれた地域で安心して生活していける仕組みをつくるんだということを常々言ってるわけですから、そういう意味で考えますと、市の中心部のほうに私は医療機関でありますとか、介護サービス事業とかが偏っているのではないかなというふうに思います。北部との地域格差というのを非常に感じます。だから在宅医療とか今言いました地域包括ケアというものを今後どんどん進めていくということになれば、やはりしっかりした特別措置、対策が必要ではないかなというふうに思います。その辺についてもう一度お答えいただきたいと思います。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） なかなかこの地域がどうやという部分で線引きをする基準というのは、非常に難しいだろうというふうに思っています。ですからこの場でこの基準でこうだという部分についてはなかなかお答えしにくいわけですが、例えば過疎地域で高齢化が進んでるとかいう部分については、その基準を特化した形で見えていく中で、この施策が必要なんではないかということでの新しい施策の立案という部分について、つなげていく必要があるのではないかなと思っておりますので、個別にそれぞれ何をやっていくかという部分で必要となるデータも我々は見えていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、そういう視点で今後も進めていきたいと思っております。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 私のほうから2点目の介護、また医療の点について答弁させていただきます。

今議員の御指摘がありましたとおり、生活圏における介護・医療の部分については、一定今議員の御指摘のあったような現状になっておるかと思っております。そのあた

り、第7期の介護保険事業計画を現在協議、検討しておるところでございますが、この中でもやはり生活圏域における地域密着型の介護体制が必要であるというような議論を行っておりまして、この計画の中でそういった考え方も織り込んでまいりたいと。

また医療につきましては、議員御指摘のとおり、やはり市の中心部のところに医療資源が集中しているというのは現状となっております。北部の医療体制というのは懸念しておるところでございますが、こちらにつきましても現在地域医療のための基本方針について、庁内で協議を行っておるところでございます。このあたりで整理を行いながら、各生活圏域における医療体制についても、今後できるだけ地域での医療、将来に不安が残らないような体制をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 最後にします。

今もありましたように、やはり経済活動とかいうのを考えますと、どうしても中心部に偏らざるを得ないというのは、これは経済の仕組みから必然性だというふうに思います。そういう意味で、この間合併以降も北部地域には悪いですけれども北部3町の過疎が進行してきたというふうに思いますので、そのあたりを行政がどういうふうに特別措置を打っていくのかということが問われているんだろうというふうに思います。やっぱり民間にやっていただく部分、行政がやらなければいけない部分というものの守備範囲をしっかりと見きわめていただいて、ただ全市適用になったので何でもありやと、単なる財源対策としてこの過疎計画が使われることのないようお願いしたいと思います。

最後にもう一度だけお答えいただけたらと思います。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 過疎対策については、これから宍粟市が抱える大きな課題だというふうに思っています。必ずしも費用対効果だけで図れるものではないというふうに考えておりますので、その方向をもって進めていきたいと思っております。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第81号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第7 第82号議案

議長（実友 勉君） 日程第7、第82号議案、市有財産の処分についてを議題とし

ます。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第82号議案、市有財産の処分につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

山崎町野自治会が認可地縁団体として法人格を取得されたことに伴い、市が所有する野自治会館の建設地及びその隣接地、並びに市消防団山崎支団第4分団野部詰所につきまして、自治会の所有として登記し、今後の維持管理を野自治会で行いたい旨の要望が提出されたことを受け、当該自治会において広域的な利用が予定されていることから、今後の円滑な維持管理のため、当該土地と建物を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第82号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第8 第83号議案

議長（実友 勉君） 日程第7、第83号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第83号議案、市有財産の処分につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在NPO法人宍粟市手をつなぐ育成会がさつき作業訓練所として使用している建物は、平成3年に町営施設として建設しておりますが、このたびNPO法人宍粟市手をつなぐ育成会が解散することに伴い、その事業及び事業所利用者を、さつき園を運営する社会福祉法人宍粟福祉会へ継承することにつきまして、両者間で合意

がなされています。

市としましても、このさつき作業訓練所が引き続きさつき園とあわせて運営されることが、就労支援事業所の充実及び障害者福祉の向上につながると考えていることから、社会福祉法人宍粟福祉会へ当該施設を無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。また当該施設のある土地につきましても、宍粟市財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例第4条の規定に基づき、社会福祉法人宍粟福祉会に無償貸与する予定としております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第83号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第9 第84号議案～第93号議案

議長（実友 勉君） 日程第9、第84号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から第93号議案、平成29年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第84号議案から第93号議案までの補正予算10議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成29年度当初予算における地域創生を初めとした各種施策をさらに展開する補正予算と位置づけ、森林の家づくり応援事業補助金や森林大学校学生住居整備工事費を追加するなど、早期実施により効果的に事業を推進できるものについて予算計上をしております。また、国県補助金の確定による増減や、人事異動に伴う人件費の整理を行うとともに、将来の財政負担の軽減を図るため、前年度決算に伴う剰余金を活用し、繰り上げ償還を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

最初に第84号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出にそれぞれ4億1,750万2,000円を追加し、補正後の総額を238億945万2,000円とするものです。

歳出につきましては、冒頭に申し上げましたとおり人事異動等による人件費、賃金の整理を行うほか、各費目別での主な内容は、まず総務費では森林の家づくりへの支援、森林大学校学生住居整備工事を行うほか、段差解消や手すりの配置など自治会集会施設のバリアフリー化を推進するための支援を追加しております。

次に民生費では、各種福祉サービスや医療費の前年度国県支出金の精算を追加しております。衛生費では、国民健康保険診療所や訪問介護事業、水道事業特別会計などへの繰り出しの整理を行っております。

農林水産業費では、鳥獣被害の防止対策として、野猪等被害防止柵設置に対する支援を追加するとともに、農業の担い手対策の一つである収益力向上対策支援を追加しております。林業振興では、新規要望のあった宍粟材普及促進事業やふるさとの森づくり事業などについて追加しております。商工関連では、追加で要望のあった起業家支援助成金を追加し、また観光事業として、指定管理施設の修繕については、積雪や落雷などに伴う緊急対応分を追加計上しております。

土木費では、道路用地登記業務や急を要する道路維持修繕工事の追加を行うほか、簡易除雪機補助金についても自治会の要望に伴い、追加計上しております。

消防費では、西はりま消防組合負担金の整理を行い、教育費では指定寄附のあった図書購入費を追加計上するほか、山崎スポーツセンター体育館の床の修繕費用を追加するとともに、スポニックパークー宮テニスコートの芝張りかえ費用を追加計上しております。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰り上げ償還を実施するための予算措置を講じております。

次に、財源となります歳入の主なものとして、普通交付税については高齢者福祉費など当初見込みより減額幅が多かったことから、減額の補正を行っております。

国県支出金では、地方創生推進交付金の計上や社会資本整備総合交付金の減額など、内示に基づく整理を行い、寄附金では図書購入の指定寄附金を計上しております。

繰越金は、平成28年度決算における歳入歳出差し引き額から繰越明許財源を控除した実質収支額に基づき、その一部を計上しております。

諸収入では、医療費助成事業費の国県支出金の過年度精算金やスポーツ振興助成

金などを計上しております。

市債では、国補助金の減額による財源変更や、宍粟市全域が過疎地域に指定されたことに伴う過疎対策事業債の整理を行うとともに、臨時財政対策債については発行可能額確定による減額を行っており、あわせて地方債限度額も変更しております。

また、債務負担行為につきましては、平成28年度に契約しました市営中山台団地建設工事設計監理業務委託における設計金額が確定したことに伴い、市営中山台団地建設 期工事を追加しております。

次に第85号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で職員人件費の整理を行うとともに、前年度療養給付費等精算返還金を計上し、財源として前年度繰越金を計上しております。また、退職被保険者数の減少に伴い、給付費及び療養費について減額し、あわせて退職被保険者に係る国民健康保険税を減額しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ2,540万4,000円を減額し、補正後の総額を54億4,612万2,000円とするものであります。

次に第86号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の整理を行っております。補正額は、歳入歳出にそれぞれ547万円を追加し、補正後の総額を2億7,749万2,000円とするものであります。

次に第87号議案、平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で後期高齢者医療広域連合への納付金を計上し、歳入では前年度決算に伴う繰越金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,101万円を追加し、補正後の総額を5億4,321万円とするものであります。

次に第88号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で職員人件費や賃金等の整理を行うほか、介護給付費負担金等の精算に伴う返還金を追加するとともに、基本積立金を精査して計上しております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、国県負担金や一般会計繰入金の精査を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ4,369万5,000円を追加し、補正後の総額を46億4,934万6,000円とするものであります。

続いて第89号議案、平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で職員人件費及び賃金等を整理し、財源として一般会計繰入

金を減額しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ59万8,000円を減額し、補正後の総額を3,578万円とするものであります。

次に第90号議案、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で職員人件費の整理を行っております。歳入では、前年度決算に伴う繰越金や維持管理負担金精算金を計上し、一般会計繰入金を減額しております。また過疎対策事業債について、整理をしております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ194万円を追加し、補正後の総額を19億4,001万7,000円とするものであります。

続いて第91号議案、平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計繰入金を減額するとともに、過疎対策事業債について整理し、財源変更を行うものであります。

次に第92号議案、平成29年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理及び公営企業に対する国の繰り出し基準の改正による収益的支出及び資本的支出の補正を行い、収入では一般会計からの補助金等の精査を行っております。

支出補正額は590万5,000円の増額とし、補正後の支出総額を25億7,388万6,000円としております。

次に第93号議案、平成29年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、非常勤医師の賃金の増額及び光熱費の減額補正を行うものであります。

支出補正額は、1,895万2,000円の増額とし、補正後の支出総額を46億2,204万3,000円としております。

以上、補正予算10議案につきまして一括して概要の御説明を申し上げます。

冒頭で申し上げますとおり、平成29年度当初予算における地域創生を初めとした各種施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じているものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第84号議案につきまして質疑をさせていただきたいと思います。

一般会計補正予算（第2号）でございますが、まず歳入の21款市債についてですが、過疎対策事業債特別事業分というのが計上されておりますけども、当初予算で1億9,000万ほど計上されてまして、今回補正が1億6,000万ぐらい。合計しますと3億5,000万という規模になるかと思いますが、どのような事業に充当されようとしているのか教えていただきたいと思います。この3億5,000万が特別事業の発行限度額なのかどうなのか、もし違うのであれば教えていただきたいと思います。

それから二つ目でございますが、歳出の2款総務費の地域振興費、森の家づくり応援事業についてお伺いしたいと思います。これも当初予算では1,500万計上されておりました。今回それをはるかに上回る2,240万の増額補正というふうになっておりますが、これの中身を少し詳しく説明いただきたいと思います。この補助金の中身としては、住宅取得に係る補助金と空き家対策に係る補助金があるかと思いますが、それらの状況、これだけ補正額が多いということは、そういう補助の対象となる事柄が当初の予算よりも相当ふえてきているということで、見込めなかった部分もあるのかどうかわかりませんが、これだけ増額になっている中身を少し教えてください。

それから次ですが、4款の衛生費、水道施設費についてですが、出資金の減額補正が出ております。先ほどの説明で、国の繰り出し基準の見直しによる減額というふうを受けとめたんですが、それで合っておれば、どういう繰り出し基準の見直しが行われたのか教えていただきたいと思います。

最後ですが、6款の商工費、観光施設費でございます。この中に指定管理施設の修繕等負担金が計上されております。これも当初予算で800万円が計上されてまして、今回補正で1,136万3,000円ですから、総額で約2,000万円の修繕等とは何なのかということで教えてください。具体的な場所はどこでしょうか、教えてください。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） まず最初に過疎対策事業債の関係でございますが、対象事業につきましては、基準としましては将来にわたって過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象にするということで、幅広い自立促進につながる事業という理由がつくものについては、全て対象になるということになっております。今回上

げておる部分につきましては、外出支援サービスについては従来から波賀、千種地域については財源として確保しておりましたが、山崎、一宮の分についてもこの対象にさせていただこうということにしておりますし、さらにはスクールバスの運行委託のようなことについても対象になるということで、財源としてさせていただいております。さらには下水道のストックマネジメント計画策定についてもしたいなというところでの計画をしております。そのほかにもさまざまな事業について、地域の自立促進につながる事業という部分についての事業については、過疎ソフトの起債を充てていこうというふうに考えておるところであります。

さらに発行限度額の件でございます。発行限度額につきましては、基準財政需要額を基準に算出することになっております。その限度額につきましては、宍粟市の場合1億7,540万円という額になってきます。その過疎ソフトの発行額につきましては、その限度額の2倍まで発行できるということになっておりますので、本市につきましては、平成29年度3億5,080万円という限度額になってこようかと思っております。今回補正では、補正後の額が3億5,080万円になるような補正計上をさせていただいておるところでございます。

続いて森の家づくり応援事業の増額理由についてでございます。当初予算を計上する段階で、今年度新規に実施する事業ということで、年間の需要がどの程度あるのかという部分について非常に予測がしづらいという状況がございました。そのような状況の中であって、申請件数について少し控えて計上させていただいたというところでございます。今回4月から6月の申請件数をもとに年間の予測を立て、今回の補正の計上ということになっております。

具体的には、当初予算につきましては新築等の取得については30件、それから空き家等の改修については5件程度を見越して、予算額1,500万というところでの当初予算の計上をさせていただきました。今回、年間で取得については70件程度になるのではないかと、あるいは空き家の改修補助については10件ないし11件になるのではないかとこの予測を立て、今回補正額を2,240万円と、合計して3,740万円の予算額にしていきながら、市民の皆さんの申請に応じていこうということで考えておるところでございます。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） 私のほうからは水道施設費の出資金1,648万2,000円の減額の分について御説明いたします。

水道事業会計に対します一般会計の公営企業繰り出し基準といえますのは、毎年

その年度当初の総務省通達により率が確定いたします。平成29年度の当初予算編成には間に合いませんでしたので、平成28年度の基準により算定いたしておりましたが、それが今年の4月3日に確定いたしました。平成29年度では、旧簡易水道事業債元利償還金の繰り出し基準が平成28年度は55%であったものが50%となりましたので、その5%分を減額補正するものでございます。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 続きまして、私のほうからは観光施設費、指定管理施設修繕等負担金1,136万3,000円の増額についてお答えさせていただきます。

まず指定管理施設の修繕等に係る主な負担金の増額内容ですけれども、施設でいきますと千種高原スキー場がバンガローの屋根及びデッキの修繕に約660万円、それからフォレストステーション東山温泉の屋根及び浄水場のろ過装置の修繕に230万円相当、楓香荘バーベキュー棟の屋根の修繕145万円、それからくるみの里の Cottage の修繕に97万円余りといった修繕となっております。これらにつきましては、提案理由にもありましたとおり、今年の大雪による屋根等の修繕に対する負担金の増額でございます。浄水場のろ過装置につきましては落雷による被害ということで、これも負担金の要因となっております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） まず過疎債、特別事業分のほうからなんですが、発行限度額のところよくわかりました。対象事業のところなんですが、先ほど過疎計画のところ私ちょっと述べましたけども、やはり地域医療の問題とか、やっぱりそれぞれ一宮とか波賀、千種もそうでございますけども、この6月議会でも過疎問題でJAのコープが閉鎖するという中で、買い物難民の発生するおそれがあるとか、そういうことの対策を強く各議員から訴えられたところでございます。さらにその後地域に出向いていったときも、やっぱりそういうことをたくさんその対策についておっしゃいました。ですから、いわゆるソフト事業としてそういうものが対象として充当できるなら、その対策が今求められるんじゃないかなと思いますが、それについてちょっと御見解を伺いたいと思います。

それから森の家づくりでございますが、予測が難しかったということはよくわかりました。ただ取得について、これは若者の定住とか、あるいは移住の施策だったと思いますが、そういうものが今どういう状況にあるのか、もう少し詳細に教えていただきたいと思うんです。件数がこれだけあるというのは、市内での移動として、

北部から南部に移動されて住宅取得をされている分も計上してるのか、本当に宍粟市に人口増として呼び込む、宍粟の受け入れとしてこれだけを見込んでおられるのかあたりが少しわかりにくいのと、やっぱり住宅取得だけではちょっと不公平があるんじゃないかなという気もするんです。ほかには民間の賃貸になると、幾ら定住、移住しても対象にならないわけですから、だからその辺のバランスとか、それはまた別の機会に委ねますけど。今の事業の中で取得がどういう転入・転出の役割を果たしているのか、その辺もう一回教えていただきたいと思います。

それから最後ですが、商工費のところでは具体的な説明いただいたんですが、市の施設を修繕するというのは、やっぱり全額市が見ていくということになるのかなというふうには思うんですけど、そういう負担をしていくという根拠みたいなものはどこに定めてあるのかちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） まず過疎ソフト特別費用の關係の用途でございます。御存じのとおり過疎債は申請をしていく時期がございますので、その時期までに事業を確定をしておると、あるいは施策実施するということが決まっておらないと、なかなか申請には間に合わないという時期がございますので、基本的には当初予算を意識しながら施策を考えていく必要があるのかなというふうに考えています。ただ冒頭の答弁でも申しましたように、広く事業を拾っていけるということが大前提でございますので、特に国のほうが言っております通常行政運営に係る費用でないこと、さらには生活保護等關係法令によって負担が義務づけられているもの以外については、まず基本的には充当できるのかなというふうに考えておるところでございます。ただ事業の実施については費用対効果という部分ではなしに、その地域にどういう波及をしていくのか、あるいは全市にどういう効果があるのか、あるいはその地域の対策にどうつながるかといったことも含めて、全体的に総合的に考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

それから森の家づくり事業の具体の部分でございます。8月末までの申請の状況でございますが、現在44件の申請がございます。その中身につきましては、転入が7件、うち3件については空き家バンクを活用されてリフォームされて転入されてきよるという状況にあります。市内の転居が37件ということで、非常に転居が多いということが今の段階では数字としてはあらわれているところでございます。この施策については市外から市内に呼び込むということとあわせて、市内の若い人たち

が市外に出ていかないというところも含めてこの施策の目的にしておりますので、転居についてもそのことについて活用していただいているのかなというふうに思っています。

申請の中身を見ますと、今議員がおっしゃった北部から山崎に住所を移してるんじゃないのということでございますが、今現状の中身からすると、余りそのことは見られない。特にアパートにいらっしゃって、自分の自宅付近に宅地を求められて申請をされているという件数も非常に多いというふうに思っておりますので、結果として傾向としてはいいのかなと考えております。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 私のほうからは指定管理施設の修繕費の市の負担の考え方につきまして御説明させていただきます。

まず、本来民間ですとそういう収益施設の修繕というものは、やっぱり事業収入で賄うべきもので、経営経費に属するものと考えられます。ただし当穴粟市につきましては、施設の原状復旧に係る修繕費相当については、原則指定管理者の負担としてきた時期もございました。ただ施設の老朽化であったり、そういった経年劣化が進んでまいりまして、修繕費相当が非常に経営を圧迫するといったことにもつながってまいりました。この平成27年からは一定整理しまして、指定管理者の都合によって直す以外のものの20万以上のものにつきましては市の負担ということで、負担金として修繕のほうを対応いたしております。

以上です。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第84号議案から第93号議案までの10議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

午前11時5分まで休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前11時05分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第10 第94号議案～第105議案

議長（実友 勉君） 日程第10、第94号議案、平成28年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第105号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定までの12議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第94号議案から第105号議案までの平成28年度宍粟市歳入歳出決算の認定12議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度につきましては、第2次宍粟市総合計画、宍粟市地域創生総合戦略に基づく施策を実行する初年度として、「森林から創まる地域創生」をテーマに、国の地方創生推進交付金を活用しつつ、定住対策や交流人口の増加、企業誘致を初めとした雇用の促進、若い世代が子育てをしやすい環境づくりを図ってまいりました。

一方で、財政健全化も欠かすことができません。将来の財政状況を見通す中で、合併特例法で優遇されている普通交付税の段階的縮減に対応できるよう、約5億8,000万円の借入金の繰り上げ償還により、将来の公債費負担の軽減を図ったところであります。結果、一般会計におきましては、歳入決算額244億5,422万5,913円に対しまして、歳出決算額238億7,022万7,479円で、歳入歳出差し引き額は5億8,399万8,434円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,668万5,000円を除いた実質収支額は、4億4,731万3,434円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしまして、市税では軽自動車税の税率改正及び経年車重課による増加や固定資産税の増加はあるものの、人口減少に伴う個人住民税の減少やたばこ税が減少するなど、市税総額では0.6%の減となりました。

また、社会保障の充実のための地方消費税交付金が約1億円の大幅な減となるとともに、普通交付税については合併に伴う優遇措置の段階的縮減が始まり、約1億円の減となりました。

また寄附金では、ふるさと納税で約1億2,800万円の寄附を受けることができ、市債では千種認定こども園や消防・救急デジタル無線整備の完了などにより、約11億4,000万円の減となりました。

続きまして歳出決算ですが、翌年度への繰越明許費の額を除いた実質の予算額249億5,097万5,000円に対しての執行割合は、95.7%となっております。

主な施策としましては、まず総務費では個々の防災情報を連携させ、正確かつ迅速に防災情報を発信するため、防災情報連携システムを構築し、あわせてしそチャンネルの高画質化、データ放送化、さらには議会中継システムの更新により、議会中継の高画質化、安定化に取り組みました。

また、県立森林大学校の開校にあわせ、学生住居としてシェアハウスを3棟整備し、9名の学生が入居しました。さらに市民局周辺を一つの生活圏と捉え、小売店

舗や金融機関、医療機関、公共施設などの機能を備えた生活圏の拠点づくりを目指し、市民参画による一宮生活圏の拠点づくり検討委員会を開催する中で、一宮生活圏の拠点づくりの考え方を取りまとめしました。

民生費では、生活困窮の方や生活保護を受けられている方の就労及び自立促進のため、就労準備支援の取り組み、3名の就労につなげることができました。また手話言語条例の施行にあわせ、市民の方へ手話の普及を図るため、手話レベルアップ講座の開催に取り組みました。

衛生費では、平成29年4月の子育て世代包括支援センターの開設に向けた体制整備に取り組むとともに、市民の健康づくり意識の高揚のため、市が指定する健康づくり事業に参加すると特産品や健康グッズが抽せんで当たる健康づくりポイント事業に取り組みました。

農林水産費では、農業振興として生産者の意欲向上のため、農産物や加工品へ穴粟産シールを張りつけし、穴粟産物のブランド化を引き続き推進するとともに、新規就農、定住促進、耕作放棄地や遊休農地の解消に引き続き取り組みました。

また林業振興では、林業事業者が採用する新規雇用者の給与費の一部を助成する担い手育成対策事業や、穴粟材の普及促進事業を引き続き実施するとともに、市全体を彩り、魅力ある景観を創出する穴粟彩りの回廊プロジェクト事業に取り組み、桜やもみじの苗を育成しました。

商工費では、商工業振興として、市内に工場などを新築または増改築した事業者に対して、固定資産税の免除や用地取得などの費用を助成するとともに、女性技能労働者の職場環境改善への支援を実施し、さらに兵庫県立大学と連携し、市の地域経済構造分析や産業振興方策を導き出すための地域経済循環調査に取り組みました。

観光振興では、県内初の森林セラピー基地をグランドオープンし、避難小屋や運行路、トイレなどを整備するとともに、バスツアーやガイド育成に取り組み、多くの方々に体験いただきました。あわせて観光資源として氷ノ山登山者の増加を図るため、氷ノ山へのアクセス道を整備するとともに、案内看板や駐車場、トイレなどの整備を実施しました。

土木費では、市道や橋梁整備を計画的に推進したほか、国県に対する所管の道路整備の早期実施を継続的に要望するとともに、かわまちづくり事業として、船着き場説明看板の設置や国の揖保川河川改修に合わせ遊歩道を整備するなど、親水空間づくりを進めました。また市民の憩いの場だけでなく、観光地として観光客が非常に多い最上山公園もみじ山の強化として、ライトアップ設備の整備やもみじの植樹

を実施するとともに、市営中山台団地建てかえに取り組みました。

消防費では、消防団員の定住促進を目的に、年2回の婚活イベント事業を引き続き行った結果、16組の出会いがあり、平成27年度の婚活イベントによる出会いを含め、6組の結婚があるなど、大変喜ばしい成果を生むことができました。

教育費では、学校教育として命の大切さなど豊かな心を育むため、劇団四季ミュージカルを通じて、こころの教育推進事業に取り組むとともに、小学校の普通学級及び特別支援学級の各教室に大型モニター及びタブレット端末を整備し、わかりやすい授業づくりの環境整備に取り組みました。

また、伊水小学校屋内運動場の改築及び都多小学校校舎の耐震補強工事に取り組むとともに、一宮北小学校のプール新築に取り組むことで、教育環境の整備を図ることができました。

スポーツの振興では、しーたん通信を通じてのラジオ体操の放送を開始するとともに、イベントに合わせて市民体力測定を実施することで、誰もが気軽に参加できる健康づくりを図ることができました。

続きまして、特別会計の決算の概要を説明いたします。

最初に国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費などの給付を行った結果、歳入決算額54億3,369万7,986円に対して、歳出決算額54億1,866万8,540円となり、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに1,502万9,446円の黒字決算となりました。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀、千種の地域医療の核として診療を行う中、平成28年度は千種診療所において超音波診断装置などの整備を行いました。その結果、歳入決算額2億2,754万841円に対して、歳出決算額2億2,709万3,049円となり、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに44万7,792円の黒字決算となりました。

次に鷹巣診療所特別会計におきましては、主に鷹巣地区市民を対象に高齢者に配慮した身近な医療機関として開設してきましたが、平成28年度末をもって閉鎖することとなり、歳入歳出決算額ともに915万7,233円となりました。

続いて、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額5億797万6,104円に対して、歳出決算額4億9,695万9,011円となり、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに1,101万7,093円の黒字決算となりました。

続いて介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービスを実施するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて生活支援体制を整備しました。その結果、歳入決算額44億2,862万5,444円に対して、歳出決算額43億8,423万9,462円となり、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに4,438万5,982円の黒字決算となりました。

訪問看護事業特別会計におきましては、平成28年度から訪問介護サービス提供範囲を市内全域に拡充し、在宅診療及び介護を推進しました。その結果、歳入決算額3,160万6,561円に対して、歳出決算額3,134万8,135円となり、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに25万8,426円の黒字決算となりました。

次に、下水道事業特別会計におきましては、下水道公共水域の水質保全を目的として、施設の長寿命化や適性な維持管理に努めるとともに、雨水幹線整備に取り組むことで雨水排水経路を確立し、内水氾濫防止を図ることができました。その結果、歳入決算額18億9,030万2,103円に対して、歳出決算額18億8,905万718円で、翌年度へ繰り越すべき財源8万1,000円を除いた実質収支額は、117万385円の黒字決算となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、下水道事業と同様、市内の各施設の適正な維持管理に取り組むとともに、施設の機能強化のための計画を策定した結果、歳入決算額7億6,823万9,584円に対して、歳出決算額7億6,710万9,134円で、翌年度へ繰り越すべき財源1万2,000円を除いた実質収支額は111万8,450円の黒字決算となりました。

次に、水道事業特別会計決算であります。独立採算を基本とした経営のもと、より効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、複水源による安定供給のための水源地確保や老朽施設の更新、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、浄水場を初め各水道施設の適正維持管理に努める中、当年度の純損失は8,613万6,129円となりました。また、建設改良事業につきましては、上寺浄水場第2期改良工事が完了し、また遠方監視システム整備工事及び老朽機器の更新工事を実施したほか、上水道水源確保事業として、放射状集水井戸建設工事を実施しました。

資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて15億6,203万9,326円となり、収支としては6億493万9,755円の不足となっております。

この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度及

び過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後の経営につきましては、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と、平成28年度に策定しました水道事業経営戦略のもと、企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてであります。医師不足を初め地域医療を取り巻く課題が山積する中ではあります。限られた人員をもって救急医療を初めとする地域医療の確保に取り組んでおります。

病院の利用状況は、入院延べ患者数5万2,407人、外来延べ患者数9万8,475人で、前年度と比較すると、入院延べ患者数は718人の増、外来患者数は2,445人の増となりました。

収益的収支につきましては、医業収益で患者数の増加などにより3.1%の増、医業外収益は1.9%の増となりましたが、結果として当年度純損失は1億1,521万8,029円となりました。

また、資本的収支におきましては、駐車場設備や計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出し、1億4,349万9,366円の不足額を生じましたが、これら不足額は当年度分損益勘定留保資金及び一時借入金で補填しております。

なお、基幹型臨床研修病院の指定を受け実施している研修医の受け入れにつきましては、兵庫県養成医師1名とマッチングによる2名に加え、平成29年度は新たに1名の受け入れが確定しており、引き続き医師に選ばれる病院づくりに取り組むとともに、看護師につきましても奨学金制度や院内託児所、看護師寮制度を周知し、人材確保を図っていきたいと考えております。さらに平成28年度に策定しました新公立病院改革プランをもとに、経営改善に取り組みたいと考えております。

最後に農業共済事業特別会計についてであります。引き続き農業共済事業の浸透による基盤強化に取り組み、共済引き受けの維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益7,601万1,359円、総費用7,565万8,518円で、当年度の純利益は35万2,841円となっており、純利益については法定積立金及び特別積立金に積み立てたいと考えています。

以上、一般会計及び特別会計合わせて12会計の決算の概要を御説明申し上げますが、この歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5

項並びに地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な成果説明書等関係書類を添えて議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、平成28年度末の一般会計の財政調整基金残高は30億9,383万5,987円で、平成27年度末と比較して733万1,892円の増となっております。

また市の地方債残高は、一般会計と特別会計合わせますと615億3,753万2,000円で、平成27年度末と比較して24億176万1,000円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただきまして、決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事の運びにつきましては、後日行いたいと思います。

あらかじめ御了承賜りたいと思います。

日程第11 第106号議案

議長（実友 勉君） 日程第11、第106号議案、河東大橋橋梁修繕工事請負契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第106号議案、河東大橋橋梁修繕工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回契約を締結しようとする橋梁修繕工事は、平成26年度に策定した宍粟市橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するものであります。

本橋梁については、昨年定期点検を実施した結果、上部・下部工、支承等の損傷が確認され、早期に補修を行う必要がある橋梁として報告されております。これらのことから修繕工事を実施し、橋梁の長寿命化を図ろうとするものであります。

この工事の実施に当たり、去る8月17日に入札を執行した結果、宍粟市山崎町今宿234番地、有限会社ダイキ開発、代表取締役大谷みゆきと契約金額1億9,440万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第106号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月12日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時30分 散会）